

発電設備の運用状況調査票

再エネ発電設備の出力制御に向けた準備として、連絡先や貴発電所の設備実態等について確認させていただきます。つきましては、記載内容について発電設備のご購入先や市町村さま等へご確認のうえ、本調査票、および必要となる書類のご提出をお願いいたします。

1. 事業者および対象発電所連絡先等

事業者名	〇〇株式会社
住所	〇〇県 〇〇市 〇〇
代表者氏名	〇〇 〇〇
電話番号(代表)	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
発電所名	〇〇〇発電所
発電所所在地	〇〇県 〇〇市 〇〇
事業計画認定 ID	〇〇〇〇〇〇 (FIT 事業計画認定を取得している場合)

	担当者(正)	担当者(副)
所属・役職	〇〇部 〇〇課 〇〇	〇〇部 〇〇課 〇〇
氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
電話番号(直通)	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	#####@#####	#####@#####

2. 実態調査(回答)

(1) 発電設備の区分

a. 事業用：発電した電力を電力系統へ全量送電（所内負荷分を除く）	<input checked="" type="checkbox"/>
b. 自家用：発電した電力を構内の工場等へ供給し、余剰分の電力を電力系統へ送電	<input type="checkbox"/>

(2) 発電設備の類型、燃料種別、発電量ベースの割合、FIT 設備認定の有無

① 類型	② 燃料種別	③ 割合 (発電量ベース)	④ FIT 設備認定
<input checked="" type="checkbox"/> 火力（バイオマス混焼含む）	石炭	70 %	あり
<input type="checkbox"/> バイオマス（専焼）	間伐チップ（未利用間伐材）	20 %	
<input type="checkbox"/> バイオマス（地域資源）	一般木材チップ など	10 %	

(3) 発電設備の定格出力、最低出力、受電地点における受電電力

① 定格出力（発電端）	② 最低出力（発電端）	③ 受電地点における受電電力（送電端） （電力系統への最大送電電力）
2000 kW	500 kW	1900 kW

【(2)の類型が『バイオマス(地域資源)』の場合】

(4) バイオマス(地域資源)の種別

① 発電設備の区分	
a. メタン発酵ガス発電設備	<input type="checkbox"/>
b. 一般廃棄物発電設備	<input type="checkbox"/>
c. 農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、市町村により設備整備計画の認定を受けた発電設備	<input type="checkbox"/>
d. 地域に存するバイオマスを主に活用する発電設備 [※] であり、設備整備計画の認定を市町村に申請予定(または、申請中)	<input checked="" type="checkbox"/>

※：以下の i) ~ iv) の要件を満たすバイオマス発電設備を地域資源バイオマス発電設備として分類します。

- i) 地域に存するバイオマスを主に活用するもの(当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合(「地域に存するバイオマス」のバイオマス比率)について年間を通じて原則8割以上確保するもの)であること
- ii) 地域の関係者の合意を得ていること
- iii) 発電に供する原料の安定供給体制を構築していること
- iv) i) ~ iii) の要件が満たされていることを事後に確認できる体制が確立されていること

<出典> 経済産業省資源エネルギー庁ホームページ 固定価格買取制度 よくある質問 (Q5-5)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html

①の回答	ご提出が必要となる書類(様式は任意)	添付チェック
c	別紙 A : 認定取得を証明する資料(設備整備計画の認定通知書等)	<input type="checkbox"/>
d	別紙 B : 設備整備計画の認定を市町村に申請予定(または、申請中)の資料 [※]	<input checked="" type="checkbox"/>

※：設備整備計画が市町村に認定された場合においてのみ、地域資源バイオマスとして分類します。

【(2)の類型が『バイオマス(地域資源)』の場合】

(5) 出力抑制の対応可否

① 出力抑制の対応可否		② 理由(複数選択可)	
a. 出力抑制に応じることが可能	<input type="checkbox"/>		
b. 出力抑制に応じることが困難	<input checked="" type="checkbox"/>	発電形態の特質により、燃料貯蔵が困難	<input checked="" type="checkbox"/>
		出力制御に応じることにより、燃料調達体制に支障を来す	<input type="checkbox"/>
		出力制御を行うことによって周辺環境に悪影響を及ぼす	<input checked="" type="checkbox"/>
		その他()	<input type="checkbox"/>

「b.出力抑制に応じることが困難」に該当する場合

③ 詳細な理由(具体的に記載)
例1：ゴミの貯蔵量は●日間分であり、出力抑制により、発電量(焼却量)が減少してしまった場合は、貯蔵量を超過することになり、地域のゴミ収集に支障がでる。
例2：出力抑制により、発電量(焼却量)が減少し、燃料となる廃棄物の貯蔵が長期間に及んだ場合、悪臭が発生し、周辺住民の方にご迷惑がかかるおそれがある。
例3：発電の燃料としている未利用間伐材は、精算業者と間伐量に応じた量を年間契約しており、発電を抑制した場合貯蔵スペースが▲日間分と限定されていることに加えて、間伐業者の操業事態にも影響が発生するおそれがある。
例4：定格出力以外で発電した場合、排気における●●の濃度が基準値○○%以内を超過する虞がある。なお、基準値は□□により規定されている。

<参考> 経済産業省資源エネルギー庁ホームページ 固定価格買取制度 よくある質問 (Q5-10)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html

【(2)の類型が『火力(バイオマス混焼含む)』および『バイオマス(専焼)』に該当する場合】

【(5)の出力抑制の対応可否が『a.出力抑制に応じることが可能』に該当する場合】

(6) 出力抑制指令時の発電設備の最低出力

① 対応可能な最低出力 (発電端)	(左記①の最低出力時)	
	② 定格出力比率	③ 受電地点における受電電力(送電端) (電力系統への送電電力上限値)
600 kW	30 % [*]	100 kW

※：定格出力比率が30%を超えてご回答される火力(バイオマス混焼含む)発電事業者さまおよび50%を超えてご回答されるバイオマス(専焼)発電事業者さまには、別途最低出力運転に係る技術資料(メーカの技術資料等)のご提出をお願いする場合があります。

④ 出力抑制(最低出力)に関する制約(具体的に記載)
<p>例1：最低出力を〇〇kW以下とした場合、□□となるため、△△への蒸気供給量が保てず、●●に支障が出る。</p> <p>例2：ボイラ蒸気量下限が□□となるため、これを発電に使用しなければならないことから、合計出力〇〇kW以下の運用は困難。</p> <p>例3：最低出力を〇〇kW以下とした場合、□□が不安定となり、設備故障や発電機トリップが発生する虞がある。</p> <p>例4：一般廃棄物やメタン発酵ガス、または地域に存するバイオマスを貯蔵する設備容量に制約があるため、最低出力〇〇kW以下の運用は困難。</p>

⑤ 出力変化率	⑥ 定格出力から対応可能な最低出力まで下げる(または最低出力から定格出力まで上げる)場合に必要な時間	⑦ 発電設備の運転体制
3000 kW/30分	1 時間 30 分	〇名×〇時間による〇交代制 (24 時間体制)

以上